

## インフラの老朽化対策の推進に関する意見書

我が国のインフラは、その多くが高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設の割合は加速度的に増加する見込みである。

このため、国民の安全・安心や社会経済活動の基盤となるインフラの維持管理・更新を確実に実施する必要がある、適切に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、我が国の行政・社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

このような中、政府は令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、激甚化する風水害や切迫する大規模地震などへの対策のほか、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策や、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進といった取組の加速化・深化を図ることとした。

本市においては、名古屋市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化、効率的な維持管理、保有資産の有効活用などに取り組むことで、経費の抑制と平準化に努めているが、本市の保有する道路・河川・公園等の公共土木施設や、学校・市営住宅等の市設建築物の多くが今後一斉に更新時期を迎えるため、大きな財政負担が生じることが避けられない状況にある。

また、本年5月に愛知県の頭首工で発生した大規模な漏水事故では目視による点検の限界も指摘される中、増加する費用を最小化しつつ、将来にわたって適切にインフラを維持管理していくためには、AI・ロボット・ドローン・5G等の新技術の活用や維持管理情報データの整備・活用により、作業の高度化・効率化を一層図る必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、インフラの老朽化対策の推進を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 インフラの老朽化対策に必要な財源を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置率の引上げや制度の恒久化を図ること。
- 2 コスト縮減、作業の高度化・効率化等に資する新技術の開発や、新たな知見の技術指針への反映など、技術的支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
国土強靱化担当大臣

} 宛(各通)